

奈良尾漁港 ビジター船利用基準

(目的)

第1条 この基準は、奈良尾漁港において、ヨット、クルーザー、プレジャーボート、遊漁船等（以下、これらを「ビジター船」という。）の受け入れにあたりビジター船の利用にかかる協議会の共通認識事項を定め、地元漁船等を含めた施設利用者の安全と利便性の向上や、漁港区域内の快適な環境の保全を図ることを目的とする。

(受付及び休業日)

第2条 ビジター船の受付及び休業日は次の通りとする。

(1) 受付時間

月曜日～金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

(2) 受付場所

新上五島町水産課

(3) 休業日

イベント実施日及び公用又は公共の用に供するときは休業とする。

(使用許可の手続き)

第3条 ビジター船の使用許可申請は原則次の通りとする。

(1) 使用許可申請

使用日の前日(前日が休日の時は前営業日)までに、所定の様式に船舶検査証の写しを添付して行う。

(2) 申請方法

電話により空き状況を確認の上、郵送またはファックス、メールにより提出する。

新上五島町水産課

住所 〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1

電話 0959-53-1116

ファックス 0959-43-1145

E-mail [suisan@town.shinkamigoto.nagasaki.jp](mailto:suisan@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)

(係留時間、期間)

第4条 施設の係留時間及び係留期間は次の通りとする。

(1) 係留は、上記使用許可で指定された場所に24時間可能とする。なお、夜間の入出港については、他の船舶との衝突防止に十分留意すること。

(2) 係留可能期間は1回の利用につき3日までとする。

(留意事項)

第5条 施設の利用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 指定された場所以外にビジター船を係留しないこと。ただし、地元漁協と調整が整い、利用可能と判断される場合には、別の場所にビジター船を係留できるものとする。
- (2) 漁港は、漁業活動による利用が優先されていることに十分留意すること。このため、係留中のビジター船を不在にする場合は、船外にわかるように緊急連絡先等を掲示するなど、地元漁業者との良好な関係の維持に努めること。
- (3) 係留中のビジター船の管理、荒天時の避難及び防犯対策その他船舶の管理の一切については、船舶所有者自身の責任で行うこと。

(使用料の納入)

第6条 施設使用許可を得たビジター船は、下記により、長崎県漁港管理条例で定める金額の使用料を納付するものとする。

(1) 納付方法

原則現金払いとする。

(2) 納付場所

新上五島町水産課

受付時間 月曜日～金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)